



青色だより

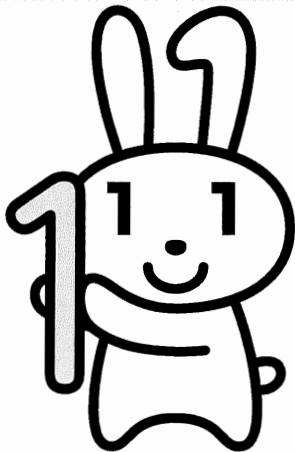
税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

従業員からマイナンバーを取得してください!



いよいよ10月5日から順次、国民全員にマイナンバーが記載された「通知カード」が、各市町村から簡易書留で郵送されます。

従業員のいる方は、今年(平成27年)の年末調整・源泉徴収票交付事務の際に、**従業員とその配偶者や扶養親族のマイナンバーが必要になります。**

従業員の皆さんには、次の注意点を周知して下さい。

- ・「通知カード」の送付先は住民票の住所なので、転居・転出した人は速やかに住民票の異動手続きをすること
- ・マイナンバーは生涯にわたり使用する重要なものなので、家族の分も含め紛失しないようしっかり保管すること

また、交付する源泉徴収票には雇用者(事業主)のマイナンバーも記載することになります。

なお、会員の皆さま(事業主)は、平成28年分の確定申告(平成29年3月申告分)より、マイナンバーを記載して申告することになります。

その他、ご不明な点がございましたら事務局までお尋ねください。

消費税の届出書の提出はお済みですか?

消費税の申告には各種の届出書が必要です(平成28年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、課税事業者の届出をすることにより、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は平成27年12月31日です。)(注2)

なお、平成26年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、または平成27年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、平成28年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(平成26年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	平成27年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	平成27年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 平成26年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときは除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

第7回 祇園支部「会員の集い」のお知らせ

今年も懇親会は、あの有名な「ひらまつグループ」のフランス料理店です。

ご夫婦やご家族で、またお取引先やお知り合い、お友達など会員外の方がご一緒でも構いませんので、お誘い合わせのうえ奮ってご参加いただき、楽しく語り合しましょう。PRタイムを設けておりますので、お店の宣伝をぜひどうぞ！

参加申込書は、往復ハガキで後日お送りします。なお、参加費の一部は当連合会で負担致します。

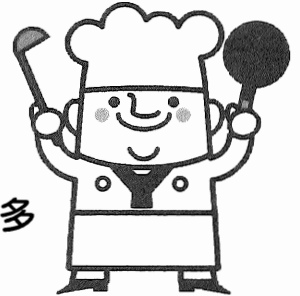
■日 時／平成27年11月13日(金) 15:40~19:00

■場 所／JR博多シティ(福岡市博多区博多駅中央街1-1)

■次 第／第一部 15:40~16:50 9階 会議室3(税務署長卓話)

第二部 17:00~19:00 9階 ブラッスリーポール・ボキューズ博多
(異業種交流会)

■参加費／お一人様 3,000円 ※ 異業種交流会(懇親会)は立食パーティーになります。



小規模企業共済「増額」「前納」をお勧めします!

当会で取り扱っております「小規模企業共済」(事業主及び共同経営者の退職金制度)は、月額1,000円~70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例え500円(年間6,000円)であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。

さらに、掛金を1年分前払いすることで、その全額を支払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。

平成27年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい!

● 現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合 →

11月11日(水)までに申し込み

● 現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合 →

12月21日(月)までに申し込み

国民年金基金セミナーを開催します



「国民年金だけでは老後が不安だ」と思っている方は多いのではないのでしょうか? 国民年金の上乗せの制度、「国民年金基金」の説明会を専門家を招いて開催します。公的な制度を利用し、節税しながら老後の準備を進めてみてはいかがでしょうか。集合(スクール)形式での30分程度のセミナーです。記帳確認と合わせてでも構いませんので、ご予約のうえぜひご参加ください。

■日 時／11月9日(月) 9:30~10:00、13:30~14:00

事務局からのお願い

同封しております「平成27年分減価償却資産異動表」を10月30日(金)までに、FAXまたは郵送にてご連絡ください。

すでにご連絡いただいております方につきましては必要ありません。ご協力のほどよろしくお願い致します。



今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	10月 6日(火)	税務相談日(税理士による無料相談)
	10月 1日(木)~ 8日(木)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会ご予約の際にお問い合わせ下さい。
	10月13日(火)・16日(金)	
	10月20日(火)	
	10月26日(月)~29日(木)	税務相談日(税理士による無料相談)
	10月15日(木)	
	10月21日(水)~22日(木)	北部九州ブロック大会(長崎市) ※詳細は先月号掲載
11月13日(金)	祇園支部「会員の集い」(JR博多シティ・福岡市博多区)	

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
H P : http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

今年の12月をもって、祇園支部は設立から10年を迎えます。

会員の集いは第7回ですが、祇園支部は10周年なのです! 現段階ではまだ未定ですが、せっくなので催しかなにかできればいいなと考えています。

ブラッスリーポール・ボキューズでの懇親会は、お店も素敵でお料理もおいしいので毎年盛り上がりますよ。お誘い合わせのうえご参加下さいますようお願いいたします。